

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2956号)

令和4年9月27日

横情審答申第2956号  
令和4年9月27日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 靜雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和2年2月20日環創南公第2411号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

「特定公園のトイレ使用にかかる文書で、1. 当該公園で小用を足しているとき背後を通る人がいて気持ちが悪いという申告が何回かあったということに対する指定管理者からの報告文書全て。2. 上記1項にかかる現場処理に対する対策等、指示をもとめる指定管理者からの要望文書全て。3. 上記1項にかかる指定管理者からの報告・相談等に対する、関係当局が作成した文書全て。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

**1 審査会の結論**

横浜市長が、「特定公園のトイレ使用にかかる文書で、1. 当該公園で小用を足しているとき背後を通る人がいて気持ちが悪いという申告が何回かあったということに対する指定管理者からの報告文書全て。2. 上記1項にかかる現場処理に対する対策等、指示をもとめる指定管理者からの要望文書全て。3. 上記1項にかかる指定管理者からの報告・相談等に対する、関係当局が作成した文書全て。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

**2 審査請求の趣旨**

本件審査請求の趣旨は、「特定公園のトイレ使用にかかる文書で、1. 当該公園で小用を足しているとき背後を通る人がいて気持ちが悪いという申告が何回かあったということに対する指定管理者からの報告文書全て。（以下「文書1」という。）2. 上記1項にかかる現場処理に対する対策等、指示をもとめる指定管理者からの要望文書全て。（以下「文書2」という。）3. 上記1項にかかる指定管理者からの報告・相談等に対する、関係当局が作成した文書全て。（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年11月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

**3 実施機関の非開示理由説明要旨**

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

特定公園は、指定管理者制度により指定された指定管理者が管理運営をしている公園であり、指定管理者は、公園の管理運営状況等について報告書を作成し、横浜市環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所（以下「南部公園緑地事務所」という。）に提出している。この報告書については、年度報告書、四半期報告書、月報にまとめられたものの提出を受けており、日々の出来事を全て網羅するものではない。

本件開示請求を受け、指定管理者からこれまで提出された報告書を確認したが、文

書1の内容に該当する報告文書及び文書2の内容に該当する要望文書は提出されていない。また、南部公園緑地事務所は、指定管理者からの報告・相談等に基づいて文書3の内容に該当する文書を作成していない。

したがって、本件審査請求文書は取得又は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 関係する文書の再調査と関係者への事実確認を求める。
- (3) 「トイレの通り抜けはご遠慮ください」という貼り紙を掲示するような施設の利用に新たに制限を設ける裁量権は指定管理者にはないと考えられる。だからこの貼り紙に少なくとも横浜市の許可が出ていると理解してよい。具申をすることになるから書類上の記録が残っていなければならない。
- (4) 犯罪に係る苦情だから、横浜市に報告書が出ているのは間違いないことだし、そんな報告書が出ていれば横浜市から何らかの指示があったはずである。
- (5) 貼り紙を掲示する事態にまでなっていたのだから、指定管理者がこれまでの経緯を踏まえてその事情を横浜市に報告しなかったというのは考えにくい。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 公園の指定管理者制度について

横浜市では、公園の管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、指定管理者制度を導入している。指定管理者制度を導入した場合、施設の管理権限を指定管理者に委任し、地方自治体は管理権限を行使しないことが可能であり、特定公園もその方式により管理運営されている。

特定公園の指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者として指定されている。指定期間は、同日から平成31年3月31日まで及び平成31年4月1日から令和5年3月31日までであり、それぞれの指定期間開始前に基本協定書を締結している。

基本協定書では、指定管理者は、年度報告書、四半期報告書及び月報の各種報告書（これらを以下「各種報告書」という。）を作成し、提出しなければならないこ

ととされている。各種報告書は、公園を所管する公園緑地事務所に提出することとされており、特定公園を所管するのは、南部公園緑地事務所である。

(2) 本件審査請求文書について

開示請求書の記載内容から、本件審査請求文書は次のように解される。

ア 文書1は、特定公園のトイレを使用中に背後を通る人がいて気持ちが悪いという使用者からの申告が何回かあったということ（以下「本件事案」という。）に係る指定管理者から実施機関宛ての報告文書である。

イ 文書2は、本件事案に関連して現場処理の対策等の指示を求める指定管理者から実施機関宛ての要望文書である。

ウ 文書3は、指定管理者が実施機関宛てにした本件事案に関する報告や相談等に関連して実施機関が作成した文書である。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 指定管理者との日常的な情報交換の中で、本件事案に関連すると思われる情報を把握した。その内容は、特定公園のトイレに頻繁に出入りしている者がいるとの苦情が出たので、指定管理者の判断で通り抜けを遠慮いただきたい旨の貼り紙を掲示したが、すぐに剥がした、というものである。

(イ) 指定管理者に対して提出を求めていた文書は、弁明書にも記載したとおり、各種報告書である。文書1に該当する文書としては、年度報告書のうちの「苦情対応報告」、四半期報告書及び月報のうちの「苦情・要望一覧」が考えられるところ、これまでに提出された各種報告書は文書1に該当する文書ではなかった。なお、各種報告書への記載事項については指定管理者に一定の裁量があるため、必ずしも指定管理者に寄せられた苦情や要望の全てが記載されているものではない。また、各種報告書による報告以外に、事故が発生した場合は直ちに所管公園緑地事務所に報告すること等を求めていたが、日々の出来事について逐一文書での報告を求めるとはしておらず、本件事案に係る文書の提出を求めたこともない。

(ウ) 文書2についても、取得もしておらず、保有していない。指定管理者から実施機関に対する要望を文書で提出すべきことを定めた規定もない。

(エ) 以上のとおり、本件事案に関連すると考えられる情報は把握していたものの、文書による報告はなされておらず、本件事案の詳細は把握していない。本件事案のような日常的な施設管理に係ることについて文書を逐一作成することはなく、現に本件事案に関して得た情報についてメモ等を含めて何らかの文書を作成した事実はない。よって、文書3は、作成しておらず保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書1及び文書2の不存在の妥当性を検討するに当たり、当審査会において、本件審査請求に係る基本協定書を確認したところ、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められた。また、基本協定書には、指定管理者は指定管理を円滑に履行するため、市及び関係機関との情報交換や業務の調整を図るものとする旨の一般的な連絡調整の規定はあるものの、指定管理者から実施機関に対する要望を文書で提出すべき旨の規定はなかった。

(イ) また、当審査会において、各種報告書のうち、本件事案の発生した時期前後である平成30年度及び令和元年度の「苦情・要望一覧」及び「苦情対応報告」の内容を確認したが、本件審査請求文書の存在を確認することはできなかった。

(ウ) 基本協定書の内容と、日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管理者制度の性質を踏まえると、指定管理者に寄せられた苦情や要望について、その全てを実施機関に報告することは求められておらず、日常的な施設管理に係る本件事案について文書による報告がなされなかつたとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。また、指定管理者からの要望に係る規定がないことを踏まえると、本件事案に関連した要望が文書でなされていないことも、不自然、不合理とはいえない。

以上のことから、文書1及び文書2について、取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明は、否定し難い。

(エ) 次に、文書3について以下検討する。

実施機関の説明によれば、実施機関は、本件事案に関連すると解される情報について把握はしていたが、文書3は作成していないとのことである。

日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管理者制度の性質を踏まえると、指定管理者から得た日常的な施設管理に係る情報について、実施機関が何らかの検討や意思決定をする必要性があるとは認め難く、文書を作成した

事実はないとの実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。よって、文書3について、作成しておらず、保有していないとする実施機関の説明は、否定し難い。

(オ) その他、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情は認められない。

(カ) 以上のことから、実施機関において本件審査請求文書を保有しているとは認められない。

ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 斎藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 2 年 2 月 20 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 2 年 3 月 17 日 (第257回第三部会)	
令 和 2 年 3 月 24 日 (第337回第一部会)	・諮問の報告
令 和 2 年 3 月 27 日 (第377回第二部会)	
令 和 2 年 4 月 9 日	・審査請求人から意見書を受理
令 和 2 年 5 月 12 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 4 年 1 月 20 日	・実施機関から反論書の訂正の写しを受理
令 和 4 年 4 月 22 日 (第360回第一部会)	・審議
令 和 4 年 5 月 24 日 (第361回第一部会)	・審議
令 和 4 年 6 月 21 日 (第362回第一部会)	・審議
令 和 4 年 7 月 26 日 (第363回第一部会)	・審議